

(案2)

令和8年度実施新潟県立新潟中央高等学校修学旅行事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

令和8年度実施新潟県立新潟中央高等学校修学旅行事業委託

(2) 事業の目的

- ① 校外での集団行動や班別研修等を通じて、社会性・協調性を身につけるとともに自ら行動できる積極的な姿勢を培う。
- ② 戦争の学習を通して、戦争の非人間性を知るとともに、生命と人権を尊重し、平和な社会を築こうとする心を育てる。
- ③ 有形無形の文化財等に触れることで、我が国の歴史や伝統文化についての理解を深める。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年12月27日まで

(4) 参加人数(予定)

332名(生徒320名、引率教員12名)

(5) 業務内容

別紙「令和8年度実施新潟県立新潟中央高等学校修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

生徒1人あたり130千円を限度額とする(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、履行期間内に法改正等により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合においても見積限度額内で実施できるものとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社(営業所又は事務所を含む)を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内(令和2年2月1日から令和7年1月31日まで)に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行(修学旅行を含む)の受託実績があること
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

- (1) 日時: 令和7年2月5日(水) 16時~16時30分

(2) 会場：新潟中央高等学校 視聴覚室

※ 説明会参加を希望する場合は、1月31日（金）15時までに団体名、参加者名、連絡先電話、FAX、E-mailをファックスまたはメールにて「12 問い合わせ先担当者」まで連絡願います。
（様式任意）

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

(ア) 別紙様式1 「プロポーザル参加申込書」

(イ) 別紙様式2 「会社概要」

(ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限：令和7年2月17日（月）（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：持参、郵送ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、2月20日（木）までに提案資格の確認結果を通知する。

5 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和7年2月27日（木）正午

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

(2) 回答

ア 期日：令和7年3月3日（月）

イ 回答先：上記4により提案資格を認めた全参加者

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 15部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ア) 基本的な考え方

① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

① 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

② 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

① 交通手段

② 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後研修、現地研修

① 研修の内容やねらい、効果

② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応

② 保険の内容

③ 看護師同行

イ 見積書 1部 及び 旅行代金内訳書15部

見積書1部に代表印を押印すること

また、旅行代金内訳書として、生徒一人あたりの経費積算として、交通費、宿泊費、諸経費、保険料、添乗員費用、看護師同行費用を加えたものを明記して15部提出すること（様式任意）

(2) 提出期限

ア 期限：令和7年3月7日（金）15時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア 提案書はA4版両面印刷で10枚以内とすること

イ 参加者は1つの提案しかできないこと

ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、令和7年3月17日（月）に提案内容のヒアリングを実施する。

なお、詳細については、別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 受託業務に対する考え方 | ①事業目的を適切に理解しているか。 ②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。 | 10 |
| 行程 | ①スムーズで無理のない行程であるか。 ②負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③宿泊施設の安全性は確保されているか。 | 15 |
| 事前・事後研修 | ①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。 ③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。 | 15 |
| 現地研修 | ①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。 ④添乗員の体制は十分であるか。 ⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。 | 25 |
| 安全 | ①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②保険の内容は十分なものとなっているか。 | 10 |
| 費用 | ①修学旅行のねらいを達成するための適正な価格となっているか。 | 5 |
| 計 | | 80 |

※配点は審査委員1名当たり

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

10 日程

| | |
|-----------------|------------|
| ・参加申込 | 2月17日（月） |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 2月20日（木） |
| ・企画提案書の提出 | 3月7日（金）15時 |
| ・ヒアリング実施 | 3月17日（月） |
| ・審査結果通知 | 3月21日（金） |

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問合せ先

〒951-8126 新潟市中央区学校町通2番町5317番地1

新潟県立新潟中央高等学校 担当：関 雅子

電話番号：025-229-2191 FAX 番号：025-229-2201

E-Mail：seki.masako@gs.nein.ed.jp

13 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者